

第2回社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会

ヒアリング資料

平成21年5月18日

特定非営利活動法人
全国認知症グループホーム協会

介護従業者処遇状況等調査についての意見

介護報酬改定は全体で3%アップの改定率とされたが、全てのサービス事業者にとって3%アップにはなっていない。

この度の介護従業者処遇改善等調査は、今回の介護報酬改定が、経営状況に与えた影響をサービス事業者ごとに検証しなければ、介護従事者の処遇改善の対応を検証することは難しいのではないかと考える。

単に介護従事者の処遇改善の対応状況を調査し、介護報酬改定が処遇改善に与えた影響を評価するのではなく、各事業所の経営状態に応じた処遇改善の対応にかかる理由を検証する為の調査が必要と考える。

以下、介護従業者処遇改善等調査について意見を述べる。

1. 介護報酬改定においては地域区分の影響も大きい。また、法人種別ごとに税制、会計区分等の違いがあり、調査はサービス種別、法人種別、地域区分を明確にし、介護従事者に対する処遇に関しての対応に、具体的な理由の記載が必要である。
2. 介護報酬改定に伴い、加算取得の為の新規採用、人事異動が行われる可能性があり、全体の人件費の増減状況変化を考慮する必要がある。
1か月給与のみの比較では全体が見えなく、年収比較を行う必要がある。
3. 給与比較だけで行うのではなく、介護従事者処遇全体で調査する必要がある。
今回の介護報酬改定で導入した、有資格者比率・常勤率・勤続年数及び利用者一人に対する職員割合で比較すべき。また、介護報酬改定前後のみではなく、今までの職員の加配・資格取得・キャリアパス・定着化・給与水準等に努力してきたことと関連付けて、調査すべき。
4. 認知症グループホームに関しては、今回の介護報酬改定に伴う地域区分の見直し
のみに着目すると、認知症グループホーム事業所全体の15%以上の事業所が減収となる。
減収を加算取得で補いきれない事業所や、消防法施行令等の施行に伴い、今年度より設備投資（スプリンクラー等の防火設備）が必要となっている事業所など、
処遇改善の対応にかかる要因をしっかりと調査する必要がある。

参考

特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会 概要

1. 協会の沿革と概要

当協会は「住みなれた町にグループホームを～その人らしく最後まで～」を合言葉に、全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会を平成10年5月に結成し、それ以来全国各地に1つでも多くのグループホームが設立されること、量的拡大と同時にサービスの質を保証し向上を図ること、そのための運営の安定を確保するために会員相互の力を結集しながら、様々な活動を積み重ねてまいりました。

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、現在、全国各地のグループホームは、介護サービスの一翼を担うまでに成長を続けてきております。

全国GH協会はさらなる事業の拡大や強化、充実を図ると同時に組織としての信頼度を高めるため、平成12年10月にNPO法人格（特定非営利活動法人）を取得し、名称も全国痴呆性高齢者グループホーム協会と改め、平成16年12月に「痴呆」から「認知症」への用語の変更を受けて、平成17年10月、「全国認知症グループホーム協会」に改称いたしまして、現在に至っております。

2. 組織構成（平成21年3月末現在）

会員数： 正会員：1699法人
 準会員：195（団体・個人）
 一般会員：20（団体・個人）
役員： 理事：17名 監事：3名

3. 事業内容

- ・グループホームにおけるケアサービスを向上させるための調査と研究
- ・グループホーム設立および運営に関する支援
- ・グループホーム職員に対する各種研修
- ・グループホームの全国的ネットワークづくりと情報収集およびその提供
- ・グループホーム事業に対する理解を深め、協力を得る啓発・広報活動
- ・行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業
- ・機関誌および出版物の発行 他